

## プロパンガス供給単価契約仕様書

- 1 プロパンガスの納入場所  
上田市下武石 742 番地 上田市武石地域自治センター
- 2 購入予定数量  
月 250 m<sup>3</sup>
- 3 入札書記載金額  
入札書には、月使用数 250 m<sup>3</sup>の 1 月当たりの基本料金と 1 m<sup>3</sup>当たりの従量料金単価を税抜きで記載してください。
- 4 契約期間  
令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで  
(期間満了の 1 月前までに双方に何らかの意思表示がない場合、契約期間は 1 年間自動更新されるものとし以降同様とする。)
- 5 納入条件  
バルクローリー渡しにより、バルク貯槽内にガスを充填しておくこと。
- 6 プロパンガス供給設備  
バルク貯槽 (980 k g) ・バルク用熱源機 ・ガスメーター ・圧力調整器  
その他接続部材一式  
バルク貯槽からガスメーターまでの供給機器 ・バルク貯槽から建築工事施工立ち上げ管までの接続配管
- 7 契約条件
  - (1) 入札書により月 250 m<sup>3</sup>を使用した 1 か月の価格を比較し、最低の価格をもって落札者とする。
  - (2) 基本料金と従量料金からなる二部料金制での単価契約とする。
  - (3) 自動車検査証に記載のある最大積載量が 4 t 以下のローリー車で配送が可能であること。
  - (4) バルク貯槽の調達、バルク用熱源機、ガスメーター、圧力調整器、その他接続部材一式、バルク基礎工事 ・バルク用フェンス工事 ・バルク貯槽からガスメーターまでの供給機器設置工事 ・バルク貯槽から建築工事施工立ち上げ管までの接続配管工事は、上田市武石地域自治センター完了時期の遅延防止のため、当センターへのガス供給提案業者である上田広域エルピ

ーガス協同組合が先行して実施するものとし、落札業者が異なる場合、上田広域エルピーガス協同組合からプロパンガス供給設備を買い取り、その設置費用を負担するものとする。

- (5) 6のプロパンガス供給設備の所有権は、落札業者に帰属するものとする。
- (6) 液化石油ガス法、消防法、その他規定する法令を遵守するものとし、届出、申請行為、保安点検はすべて落札業者の負担とする。
- (7) 契約期間終了後におけるプロパンガス残量分については、落札業者の責任において 次期落札業者に引き継ぐものとし、次期落札業者が異なる場合、現落札業者に帰属したプロパンガス供給設備を買い取るものとする。
- (8) 定期時の安定供給はもとより、災害時には、24 時間の緊急出動体制を確保し、国で指定された中核充填所から遅滞なく速やかに供給を行うものとする。
- (9) 故意又は重大な過失により、上田市武石地域自治センターの施設及び備品等に損害を与えた場合は、損害を賠償すること。
- (10) 原料価格の変動や社会、経済情勢などにより、プロパンガス料金を改定する場合は、双方協議のうえ、決定するものとする。
- (11) 代金については、毎月 20 日前後にガスメーターの数量を検針のうえ当月分を算定し、月末に上田市へ請求を行うものとする。